

4 金融商品に係る時価会計の導入

時価会計とは

従来、金融商品については、一部を除いて「取得原価会計」をとっていましたが、企業会計の透明性を高めることと、国際会計基準との調和化を目的として、「金融商品に係る会計基準（平成11年1月22日 企業会計審議会）」が公表され、平成12年度から導入されました。これにより、売買目的で保有する有価証券や金融派生商品等を時価で評価することとなりました。

生命保険会社においては、商品の長期性等に由来する負債の特性と、それに対応する資産の特性を踏まえ、有価証券等をその保有目的に応じて分類し、その評価をすることとなっています。保有目的区分の中には、「責任準備金対応債券」注という、保険会社特有の区分もあります。

(注) 金利変動に対する債券と責任準備金のデレション等を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券をいいます。

当社の対応状況

有価証券

当社においては、従来より株式等の評価については、健全性の観点から低価法を採用していましたが、平成12年度から「金融商品の時価会計」が導入されたことに伴い、有価証券等の金融商品につき、その特性に応じて保有目的別に分類・評価をしています。具体的には、「売買目的有価証券」は時価法、「満期保有目的の債券」は償却原価法、「子会社株式及び関連会社株式」は取得原価法、「その他有価証券」は時価法にて評価しています。なお、「その他有価証券」の時価評価については、平成13年度からの強制適用となっていますが、当社では平成12年度から前倒し適用しており、「その他有価証券」の含み損益相当額である7,481億円を貸借対照表に計上しています。

なお、「責任準備金対応債券」については平成13年度に分類の可否を含め検討の予定です。

保有目的区分	内 容	資産評価基準	ポイント
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価法	・評価後の資産計上額は時価と一致 ・資産評価時の差額は「評価損益」として損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する債券	償却原価法(注1)	・評価後の資産計上額は時価と不一致 ・時価との差額はオフバランスの含み損益
子会社株式及び関連会社株式	子会社、関連会社の株式	取得原価法	・評価後の資産計上額は時価と不一致 ・時価との差額はオフバランスの含み損益
その他有価証券	上記以外の有価証券等	時価法(注2)	・評価後の資産計上額は時価と一致 ・資産評価時の差額は「評価差額金」として資本の部に計上(注3)

(注) 1. 債券の取得価額と額面の差額を償還日までの期間で按分し、簿価を平均的に増減させる評価方法です。取得価額が額面を上(下)回っている場合、その増減額をアモチ損(アキュム益)として損益計算書に計上します。なお、平成12年度から、当該損益は損益計算書上「利息及び配当金等収入」に加減しています。

2. 資産評価時の差額は損益計算書には計上されません。

3. 税効果相当額は「繰延税金負債」として負債の部に計上され、残額を資本の部に計上します。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の期末含み損益は、損益計算書に「金融派生商品収益(費用)」として計上します。ただし、当社では金利スワップ契約の一部についてヘッジ会計注を適用し、オフバランスとしています。

(注) 対象資産とヘッジ関係が成り立っているデリバティブについては、ヘッジ会計を適用できます。